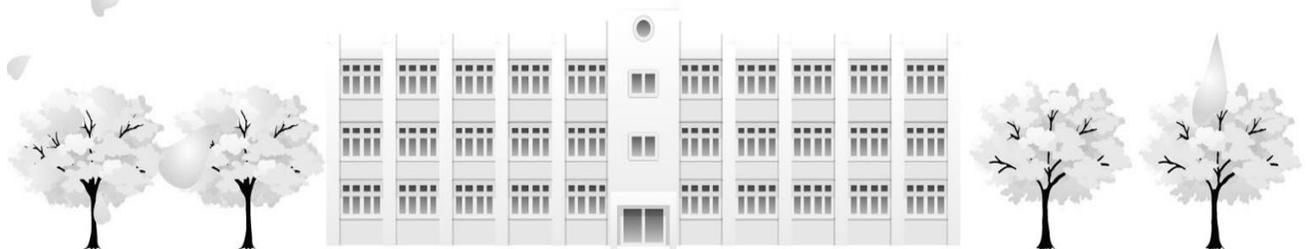




川西市立川西小学校 P T A

# 規 約



令和4年5月改定

# 川西小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は川西小学校PTA(保護者と教職員の会)と名付け、事務所を同校に置く。

## 第2章 目的及び活動と方針

第2条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、保護者と教職員が協力して、会員相互の研修に努め、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかるために活動する。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境及び学習環境の向上に努める。
- (2) 国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期し、保護者負担の権限に努める。
- (3) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (4) 特定の政党や宗教に偏ることなく、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) この会は営利を目的とするような行為は行わない。
- (6) 学校の人事その他管理には干渉しない。
- (7) この会は、他のいかなる支配・統制・干渉も受けない。

## 第3章 組 織

第3条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

- (1) 川西小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 川西小学校の校長及び教職員。

## 第4章 入会と退会

第4条 この会は任意の団体であり、入退会は自由である。

第5条 入会日及び退会日はこの会が届けを受理した日とする。

## 第5章 機 関

第6条 この会は次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 総務会

第7条 総会は全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

第8条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は毎年年度始めに開催する。

臨時総会は会長が必要と認めた時または会員の3分の1以上の要求があった時開催する。

第9条 総会は会員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、委任状を認める。委任状未提出及び欠席の場合は議決に関する一切の権限を委任したとみなす。

第10条 総会の議長は、その都度会員の中より選出する。

第11条 総会の議事は出席者の過半数で決める。

第12条 各機関の構成及び任務は次の通りである。

- (1) 総会は会員全員をもって構成し、次のことを決める。
  - (イ) 規約の規定並びに変更
  - (ロ) 総務役員、活動班長の承認
  - (ハ) 会計監査の報告
  - (ニ) 会の事業計画と報告
  - (ホ) 予算の議決と決算の承認
  - (ヘ) その他この会の目的達成に必要なこと
- (2) 運営委員会は総務役員、活動班長及び教職員側から選出された運営委員で構成し、会全体の組織の活動を有機的に結びつける執行機関であり、総会から委任された範囲での議決を行い次のことを決める。
  - (イ) 総会に提出する議案
  - (ロ) 総務会より提出された案件
  - (ハ) 各組織より提出された事業計画
  - (ニ) 規約について疑義の解釈
  - (ホ) 諸規定の決定、変更及び承認
  - (ヘ) 必要のある場合は専門委員会を設ける
  - (ト) その他必要な事項の審議

- (3) 総務会は総務役員及び校長、教頭で構成し、会長が必要と認めたときに開催する。必要に応じて運営委員会の議題などについて審議する。

第13条 この会の目的及び活動方針に従って、各部の組織を設ける。

第14条 運営委員会は原則として月1回開くものとする。

第15条 役員以上の選出はこの会の選出規定に従う。

## 第6章 会 計

第16条 この会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

但し、寄付金の受理は運営委員会の承認を得なければならない。

第17条 この会の経費の使途は総会において議決された予算に基づいて執行される。予算の補正は運営委員会の承認を得なければならない。

第18条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第19条 この会の会費は、一家庭につき年額 1,650 円とし、前期(750 円)と後期(900 円)に分納する。教職員の会費も同額とする。なお、次の基準日に川西小学校 PTA に加入している家庭より、その基準日の対象となる期間の会費を徴収する。

前期 基準日 4 月 20 日

対象期間 4 月～9 月

後期 基準日 10 月 20 日

対象期間 10 月～翌 3 月

第20条 入退会の届け出を受理した場合は、基準日に基づき徴収を開始または停止することとし、月割の返金や徴収を行わないものとする。転校の場合のみ、会員本人の希望があれば月割返金に応じる。

第21条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 総 務

第22条 この会の総務役員を次の通り置くことができる。

- (1) 会長 (保護者)
- (2) 副会長 (保護者・教頭)
- (3) 書記 (保護者・教職員)
- (4) 会計 (保護者・教職員)
- (5) 部長 若干名 (保護者・教職員)  
※愛護・教育・厚生・運営など
- (6) 協力委員 若干名 (保護者)  
※補導・体育・P連担当など

- 第23条 総務役員は会員の中より選出する。
- 第24条 総務役員のうち、会長・副会長・書記・会計・部長の任期は1年、協力委員の任期は協力先で指定された任期とする。但し、再任を妨げない。欠員補充で就任したものの任期は前任者の残りの期間とする。
- 第25条 会長はこの会の代表とし、会務を統括する。
- (1) 会長は総会・運営委員会・総務会及び第13条のすべての会議を招集する。
- (2) 会長は選出に関する集会を除く全ての集会に出席し意見を述べることができる。
- 第26条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 第27条 書記はこの会の庶務にあたる。
- 第28条 会計はこの会の会計事務を処理する。
- 第29条 本会に顧問を置くことができる。顧問は運営委員会の議決を経て会長が委嘱し総会の承認を求める。顧問は会長の諮問に応じる。但し、任期は総務役員の任期に準ずる。協力委員はこの会から出向し、各業務にあたる。

## 第8章 会計監査委員

- 第30条 この会の経理を監査するために会員の中より2名の会計監査員を置く。
- 第31条 会計監査委員の選出は選出管理委員会に委任する。
- 第32条 会計監査委員の任期は1年とし、総務役員との兼任はできない。
- 第33条 会計監査委員は年2回以上、会計監査を行う。

## 第9章 その他（個人情報の取り扱い等）

- 第34条 この会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

### 付 則

1. 本規約は改正が承認された日より直ちに効力を生じる。

### 備 考

1. 平成18年度PTA臨時総会にて改正が承認された本規約は平成19年4月1日より施行する（平成18年の臨時総会にて規約・諸規定の見直し、改正が検討された）。
2. 平成21年度PTA定期総会で改正が承認された本規約第12条(1)(ロ)、第22条、第24条は、平成21年6月4日より施行する。

3. 平成24年度PTA定期総会にて改正が承認された本規約第7章 第22条は、平成24年5月17日より施行する。
4. 平成30年度PTA定期総会にて改正が承認された本規約第9章 第34条は、平成30年5月14日より施行する。
5. 令和元年度PTA定期総会にて改定が承認された本規約第7章 第22条は、令和元年5月20日より施行する。
6. 令和元年度PTA臨時総会にて、改定が承認された本規約第4章 第5条、第6章 第19条、第20条は令和2年4月1日より施行する。
7. 令和3年度PTA臨時総会にて、改定が承認された本規約第4章 第5条、第5章 第12条、第7章 第22条は令和3年11月1日より施行する。
8. 令和3年度PTA臨時総会にて、改定が承認された本規約第6章 第19条、第20条は令和4年4月1日より施行する。
9. 令和4年度PTA定期総会にて、改定が承認された本規約第5章 第12条、第7章 第22条は令和4年5月27日より施行する。

# 川西小学校PTA 個人情報取り扱い規則

## 【目的】

第1条 川西小学校PTA(以下、「本会」)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利、利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 【責務】

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 【管理者・取扱者】

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取り扱い者は本会役員とする。

## 【収取方法】

第4条 本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

## 【利用】

第5条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の請求
- (2) 会員名簿、役員名簿の作成

## 【管理】

第6条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

## 【第三者提供への制限】

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 【情報開示】

第8条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

付 則 本規則は、平成30年5月14日より施行する。

